

市指定ごみ袋の臨時措置終了について

市指定ごみ袋の品薄に伴う臨時措置について、状況の改善がみられるものの、一部店舗で品薄が確認できるため、実施期間を1ヶ月延長しますが、本延長をもって終了します。

なお、市指定ごみ袋は前年と同程度の数量の供給が見込まれています。

必要な方が購入できるよう、過度な買いだめは避けるなど冷静な行動をお願いします。

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

期間：9月30日（水）で終了

対象：燃えるごみ、燃えないごみ（埋立）、プラスチック製容器包装



◎中身の見える透明または半透明の袋（20～45リットル）

◎中身が密閉されるよう口を縛って排出してください。

◎袋の見やすいところに「区名」「氏名」を記入してください。

※燃えないごみ（埋立）やプラスチック製容器包装の袋を、燃えるごみ袋として使用できます。

※その際は、円滑な収集のために「燃えるごみ」の明記にご協力をお願いします。



市公式ウェブサイト

問い合わせ先：

裾野市 環境市民部 生活環境課 ☎055-995-1816